

令和5年5月2日

本校生徒
保護者の皆様へ

東京都立工芸高等学校
校長 杉浦 文俊

令和5年5月8日以降の感染症法上の位置付け変更に伴う本校の教育活動について

日頃より本校の教育活動に御理解、御協力をいただき誠にありがとうございます。本校の感染対策については、令和5年4月28日付「令和5年5月8日以降の基本的な感染対策の考え方について」を皆様に配布し、お示ししているところです

今般、国及び東京都教育委員会より令和5年5月8日以降の5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策及び学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令が発出されました。このことを受けて本校の感染症対策は、下記のとおり実施させていただきます。

校内の感染症対策と学習環境の整備に万全を期してまいりますので、引き続き御理解、御協力のほどよろしくお願いいたします。

記

- 1 対象期間 令和5年5月8日以降
- 2 主な感染症対策の実施
 - (1) 登校前に生徒の健康状態等を確認し、従来どおり健康観察票に記入してください。今後、インターネットを利用した新たな健康調査に移行する予定です。
 - (2) 発熱や倦怠感、喉の違和感などの風邪症状があり、普段と体調が少しでも異なる場合には、自宅で休養をしてください。
 - (3) こまめな手洗いや咳エチケットの徹底を図るとともに、睡眠と栄養を十分にとり、免疫力を高めるよう努めてください。
※ 咳エチケットとは、咳・くしゃみをする際、マスクやティッシュ、ハンカチ、袖、肘の内側などを使って、口や鼻をおさえることです。
 - (4) 感染が流行している場合などは、「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控え、お互いに触れ合わない程度の身体的距離を確保してください。
- 3 出席停止の基準(一部変更)
 - (1) 学校保健安全法施行規則に規定されていた学校感染症の種別や出席停止期間の基準が改正され、新型コロナウイルス感染症は第二種の感染症（生徒手帳P48参照）になりました。
 - (2) 生徒の新型コロナウイルス感染症の感染が判明した場合、出席停止になります。出席停止期間は、発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまでを基準とします。
※ 詳細は別紙をご確認ください。
- 4 その他
平日夜や休日に新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は緊急時の場合、工芸携帯電話に御連絡ください。
※工芸携帯電話の番号は、Teamsで配信しています。

[お問い合わせ先]

東京都立工芸高等学校全日制課程
副校長 片岡 憲太郎
電話 03-3814-8755